

北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮による拉致被害者五人が、二十四年ぶりの帰国を果たしてから半年以上が経過しました。この間、北朝鮮は「日本人拉致の実事」を公式に認めていながら、帰国した被害者の子どもたちなどの早期帰国や死亡したとされる被害者の情報提供の要請などに対し、耳を傾けることなく、膠着状態が続いていることは誠に遺憾です。そのため、いまだに拉致被害者の方々は家族離散というつらい現実には耐えながら日本での生活を送っています。

日本人拉致問題は、北朝鮮による我が国の主権を侵害した国家犯罪であるとともに人道に反する犯罪です。このことは、国連人権委員会においても、本年四月十六日、EU、日本及び米国などが共同提案した「北朝鮮の人権状況を非難する決議」を初めて採択し、北朝鮮の無法と非道を公式に認めたところです。同決議では、日本人や韓国人の拉致事件についても具体的に言及し、迅速に「まだ解決されていない全ての問題を明確かつ透明な形で解決する」ことを求めています。北朝鮮は、速やかに我が国と国連人権委員会の要求に応じるべきです。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、拉致被害者及び家族の方々の思いを受け止め、北朝鮮に対し強い態度で迫り、被害者家族の帰国実現をはじめとする拉致問題の早期解決に全力を挙げることを強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十五年七月四日

江戸川区議会議長 八 武 崎 一 郎

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・外務大臣 あて